

令和6年度 税制改正大綱～法人税～ その1

令和6年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

<法人課税>

1 賃上げ促進税制の拡充

(1) 全法人向けの措置（大企業向け）

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、全法人向けの措置として、**次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。**

イ 原則の税額控除率を10%（現行：15%）に引き下げる。

ロ 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

（イ）継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%（その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とする。）を加算する。

（ロ）教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。

（ハ）プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合税額控除率に5%を加算する。

ハ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、**常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものを加える。**

ニ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

(2) 従業員の数が2,000人以下である企業向けの措置

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

（注）資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(3) 中小企業向けの措置

中小企業向けの措置について、**次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。**

イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。

ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。

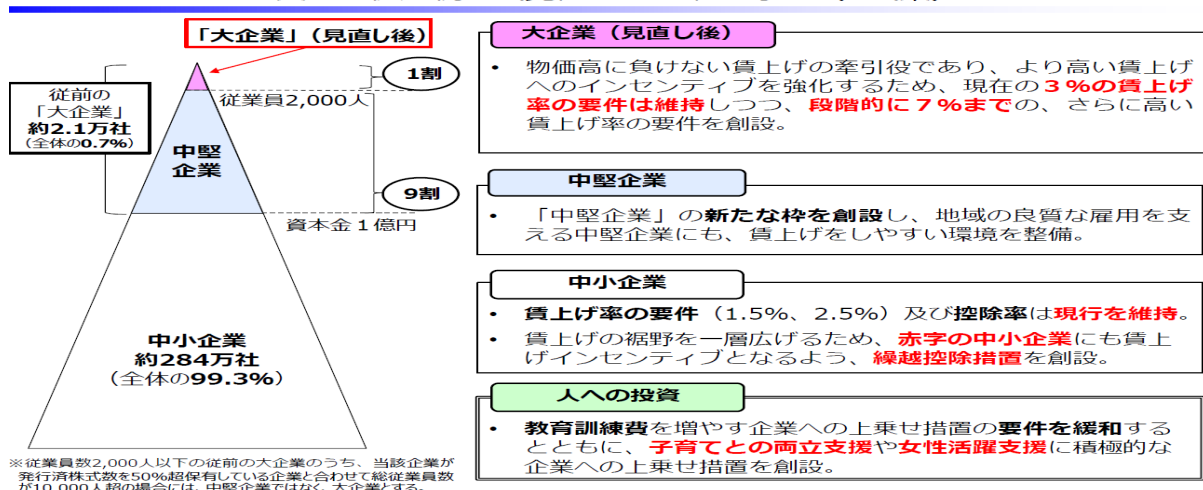
（注）繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

(4) 給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額の範囲の縮減

給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

自民党税制調査会資料

賃上げ促進税制（見直しの基本的考え方）（案）



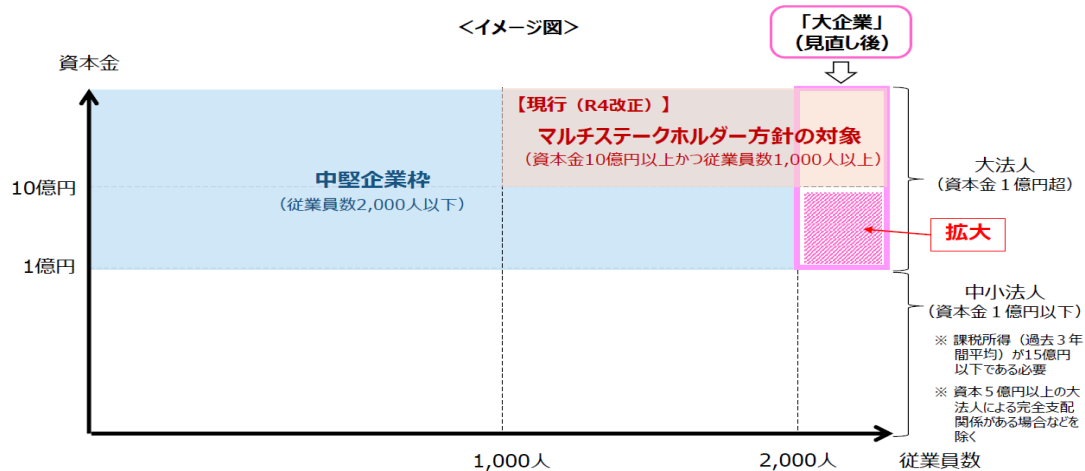
賃上げ促進税制の適用要件（案）

改正案					現行				
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	15%			25%	30%			
	+5%	20%			30%	—			
	+7%	25%			35%	—			
* プラチナくるみん or プラチナえるぼし									
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
	+4%	25%			35%	30%			
* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上									
	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%
	+2.5%	30%			45%	40%			
* くるみん or えるぼし二段階目以上									
中小企業の繰越控除新設：5年間 (繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)					※ 控除上限：当期の法人税額の20% ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。				

3年間の措置
(現行…2年間)

マルチステークホルダー方針（対象範囲の拡大等）

- 適切な価格転嫁の重要性も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、現行のマルチステークホルダー方針を要件とする企業の範囲を拡大。
- 併せて、インボイス制度の導入を踏まえ、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行なわれるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。



2 戦略分野国内生産促進税制の創設

- 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者（その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として同法の産業競争力基盤強化商品（仮称）の生産及び販売を行う旨の記載があるものに限る。）であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産を行うための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内（以下「対象期間」という。）の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとする。

ただし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産にあっては、20%）を上限とし、控除限度超過額は4年間（半導体生産用資産にあっては、3年間）の

繰越しができる。

(注1) 上記の「産業競争力基盤強化商品」とは、次の商品を行い、数量等に応じた金額は、次の産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次の金額とする。

ただし、その産業競争力基盤強化商品生産用資産を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）以後7年を経過する日の翌日からその供用日以後8年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の75%相当額とし、その供用日以後8年を経過する日の翌日からその供用日以後9年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の50%相当額とし、その供用日以後9年を経過する日の翌日以後に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の25%相当額とする。

- ① 半導体 次の半導体の区分に応じ1枚（直径200ミリメートル換算）当たりそれぞれ次の金額
イ マイコン半導体のうちテクノロジーノード28ナノメートルから45ナノメートルまで相当のもの 1万6,000円
ロ マイコン半導体のうちテクノロジーノード45ナノメートルから65ナノメートルまで相当のもの 1万3,000円
ハ マイコン半導体のうちテクノロジーノード65ナノメートルから90ナノメートルまで相当のもの 1万1,000円
ニ マイコン半導体のうちテクノロジーノード90ナノメートル以上相当のもの 7,000円
ホ パワー半導体のうちウエハーが主としてけい素で構成されるもの6,000円
ヘ パワー半導体のうちウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの 2万9,000円
ト アナログ半導体のうちイメージセンサー 1万8,000円
チ その他のアナログ半導体 4,000円
- ② 電動車 1台当たり20万円（軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車にあっては、40万円）
- ③ 鉄鋼 1トン当たり2万円
- ④ 基礎化学品 1トン当たり5万円
- ⑤ 航空機燃料 1リットル当たり30円

(注2) 上記の「産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額」は、その産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額とする。

(注3) 所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。

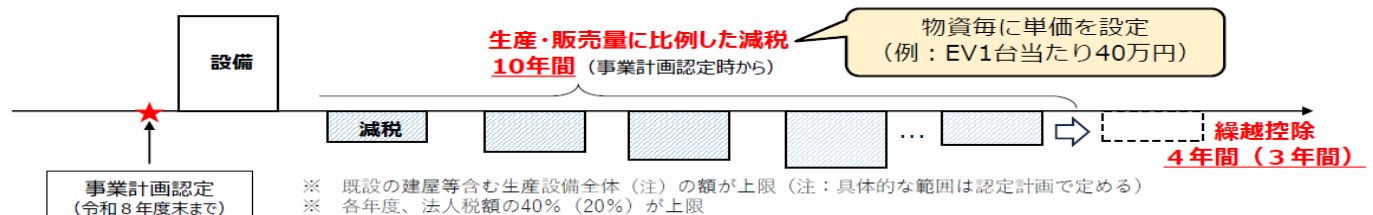
- ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。
- ② 国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。

(注4) 半導体生産用資産に係る控除税額を除き、本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない。

自民党税制調査会資料

戦略分野国内生産促進税制（案）

- 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる**GX・DX・経済安全保障**の戦略分野における**国内投資を促進**するため、**生産・販売量に応じて減税**を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



<戦略分野に該当する物資>



GX関連の物資については、GX移行債の発行収入（エネ特）の一般会計繰入により減収額を補填。
→ これにより、既存の税制と大きく異なる規模・期間等の措置を実現。

減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

以下①～③の要件全てに該当する場合、当該年度について税額控除を適用しない（繰越控除除く）。

- ① 所得金額：対前年度比で増加
- ② 継続雇用者給与等支給総額：対前年度増加率1%未満
- ③ 国内設備投資額：当期の減価償却費の4割以下

※ 蓄電池に対する直接の措置は講じない（EVの中で対応）。

戦略分野国内生産促進税制における対象物資及び単位あたり控除額（案）

物資	物資のスペック	単位あたり控除額※2	
EV等・蓄電池※1	EV	40万円/1台	
	FCV	40万円/1台	
	軽EV・PHEV	20万円/1台	
グリーンスチール	乗用車・商用車（二輪は対象外） 搭載している蓄電池について、供給安定性などの要件を課すことを検討	20万円/1台	
グリーンケミカル	高炉・転炉による生産プロセスから革新的な電炉による生産プロセスへの転換を行う場合における、当該電炉から生産される鉄鋼製品	2万円/1トン	
グリーンケミカル	従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）に原料転換することで生産される化学品	5万円/1トン	
SAF	ASTM（国際規格であり、航空機燃料の品質規格）D7566の規格を満たした航空機燃料	30円/1リットル	
半導体※3	マイコン	28-45nm相当	1.6万円/1枚
		45-65nm相当	1.3万円/1枚
		65-90nm相当	1.1万円/1枚
		90nm以上	7千円/1枚
	アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円/1枚
		パワー（SiC・GaN）	2.9万円/1枚
		イメージセンサー	1.8万円/1枚
	その他	4千円/1枚	

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない。
 ※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる（8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%）。
 ※3 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロジック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。
 ※4 繰越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間。当期の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。
 ※5 GX移行債の発行収入で減取補填を行う物資については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

3 イノベーションボックス税制の創設

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において居住者若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の貸付けを行った場合には、次の金額①・②のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

① その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額に次のロの金額のうちに次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額

イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額 ロ 当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額
 ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

② 当期の所得の金額

（注1）上記の「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

（注2）上記の「特定特許権等」とは、令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のものをいう。

（注3）特定特許権等の貸付けには、特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。

（注4）上記の「研究開発費の額」とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいう。

（注5）上記の「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。

（注6）令和9年4月1日以前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、上記(イ)①の金額は、次の(イ)の金額に次の(ロ)の金額のうちに次の(ハ)の金額の占める割合を乗じた金額とする。

(イ) 当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額 (ロ) 当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額 (ハ) 上記(ロ)の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

（注7）本制度の適用において、法人が関連者に対して支払う特定特許権等の取得費又はライセンス料が独立企業間価格に満たない場合には、独立企業間価格によることとし、国内の関連者に対してこれらの費用を支払う場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととする。また、更正期限を延長する特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置を講ずる。

自民党税制調査会資料

イノベーションボックス税制（案）

- 研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産から生じる一定の所得について、所得控除を行う。
 - 対象知的財産：特許権、AI関連のプログラムの著作権（令和6年4月1日以降に取得したもの）
 - 対象所得：譲渡所得、ライセンス所得（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）
 - 所得控除率：30%
 - 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- イノベーションボックス税制の創設は、G7ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ3番目であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。

■：課税所得全体 □：イノベーションボックス税制対象所得

対象所得について、法人税率約7%引下げ相当の税制優遇



減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に引下げ（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）。

